

## 自治体情報システム標準化への対応について (大型汎用コンピュータオープン化事業の再構築)

自治体情報システム標準化（以下「標準化」という。）につきましては、「住民の利便性の向上」と「行政運営の効率化」を目的として、国全体で取組が進められています。

本市におきましても、これまでのオープン化事業における反省を教訓として、関係局の緊密な連携の下、国の動きに歩調を合わせ、着実かつ効果的な標準化への対応に向けて取組を進めているところです。

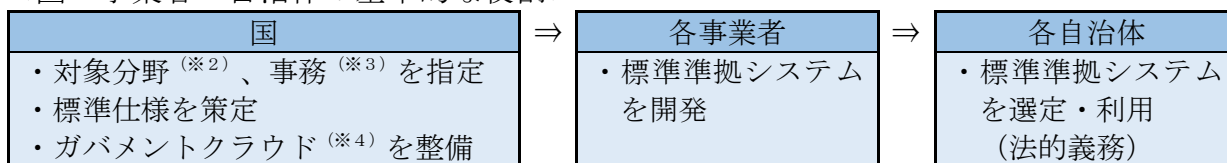
一方で、国において標準仕様の見直しが継続中であることなど様々な課題があり、引き続き、国と密接に連携し、必要な提案・要望も行いながら、取組の進捗を図ってまいりたいと考えております。

つきましては、現在の進捗状況と今後の取組の進め方について、御報告いたします。

### 1 自治体情報システム標準化の概要

全国の自治体が、これまで個々に構築してきたバラバラの情報システムから、国が策定する標準仕様<sup>(※1)</sup>に適合する情報システム（標準準拠システム）に移行

<国・事業者・自治体の基本的な役割>



(※1) 標準仕様

標準準拠システムに備えるべき機能の要件と、その前提となる業務フローを定めたもの

(※2) 標準化対象分野

対象分野 (20 分野)	標準仕様(第1.0版) 策定期期
住民基本台帳	令和2年9月
「第1グループ」就学、固定資産税、個人市民税、法人市民税、軽自動車税、介護保険、障害者福祉	令和3年8月
印鑑登録	令和3年9月
「第2グループ」国民健康保険、後期高齢者医療、国民年金、生活保護、健康管理、児童手当、児童扶養手当、子ども・子育て支援、選挙人名簿管理、戸籍、戸籍の附票	令和4年8月

(※3) 標準化対象事務

標準化対象分野に係る事務のうち、情報システムによる処理の内容が各自治体において共通し、かつ、統一的な基準に適合する情報システムを利用して処理することが住民の利便性の向上及び行政運営の効率化に寄与する事務として政令で定める事務

(※4) ガバメントクラウド

自治体や政府機関が共同利用する情報システム基盤（サーバ等）

## 2 現在の進捗状況

### (1) 国の動き

#### ア 地方公共団体情報システム標準化基本方針の策定(令和4年10月閣議決定)

<主な内容>

- ・ 全ての自治体が、令和7年度までにガバメントクラウドを活用した標準準拠システムへ移行することを目指す。
- ・ 国は、円滑な移行に向けた環境整備を行うとともに、各自治体の課題を把握し、その解決に自治体と協力して取り組む。

#### イ 標準仕様の見直し

全ての標準仕様が令和4年8月までに一旦策定されたが、現在も引き続き、自治体の意見を聴取しながら見直しを検討

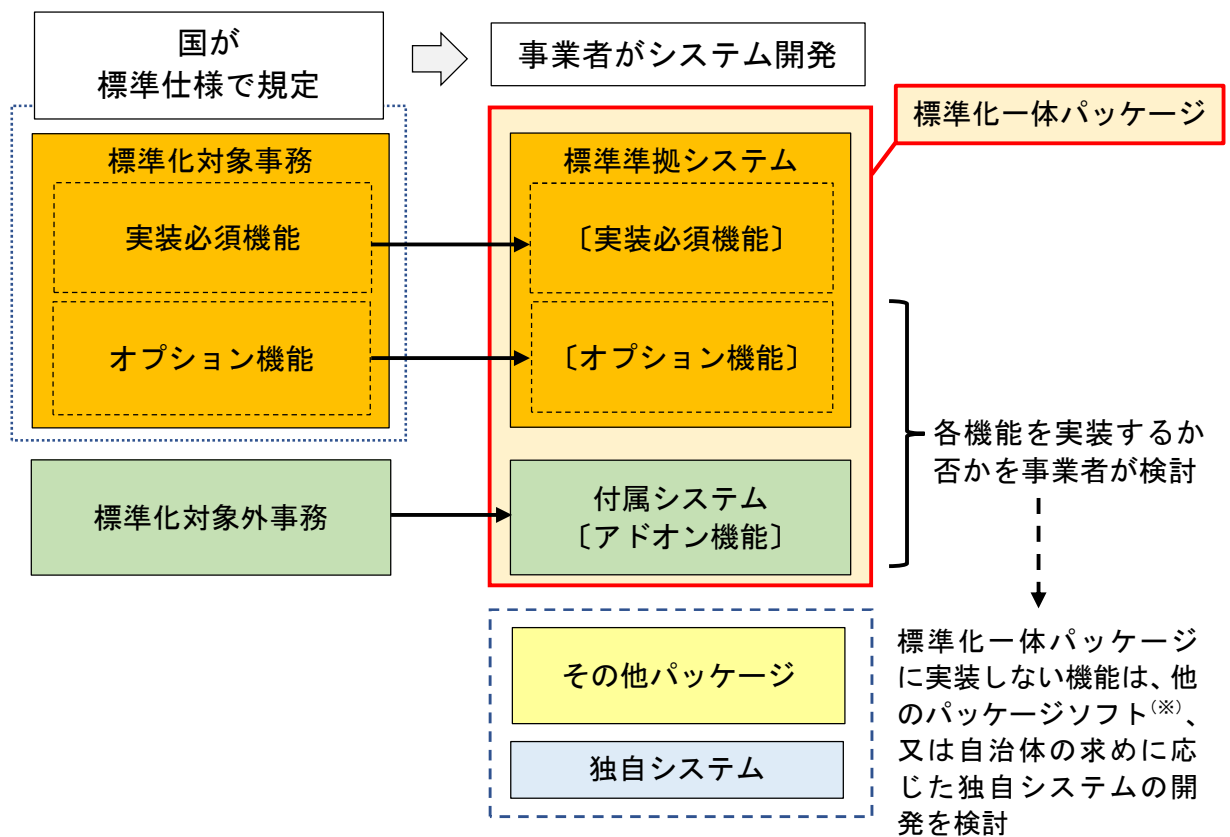
<主な検討内容>

- ・ 指定都市特有の組織・権限・事務処理などに対応する仕様の見直し
- ・ 実装必須機能とオプション機能の振分けの見直し

〔実装必須機能……標準準拠システムに必ず実装しなければならない機能  
オプション機能…標準準拠システムに実装するかしないかを事業者が選択する機能(例:福祉事務所を設置する自治体だけが利用する機能等)〕

### (2) 事業者の動き

国の動向や自治体のニーズなどを把握しながら、システム開発を検討



(※) パッケージソフト…オーダーメイドで開発するのではなく、既製品として提供されるソフトウェア

### (3) 本市の取組状況

#### ア 標準準拠システムへの移行に向けた作業

全庁の関係局で構成する「庁内連携会議」を設置するとともに、情報化推進室に全体調整を専任で行う体制を整備するなど、全庁一体となった緊密な連携の下、国の標準仕様策定等の動きに合わせ、実施可能な作業に順次着手

##### (ア) 影響度調査、業務プロセス見直し検討

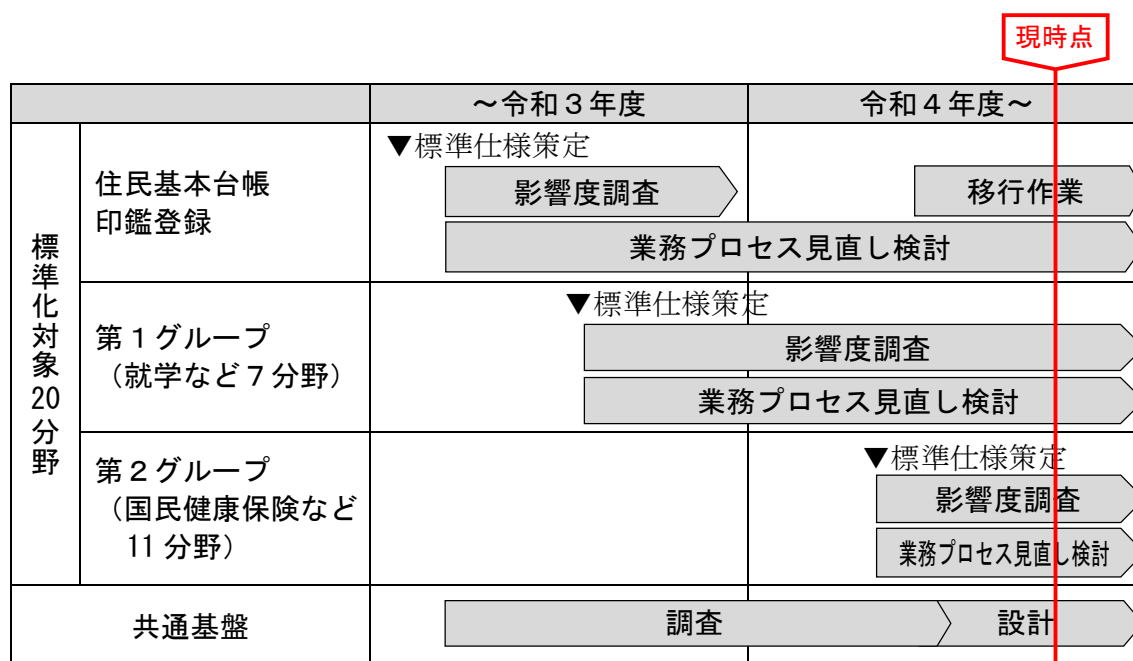
- ・ 標準仕様と現行システムとの差異分析などの影響度調査を実施
- ・ 標準仕様に合わせた業務プロセスの見直しを検討

##### (イ) 標準準拠システムへの移行作業

- ・ 住民基本台帳・印鑑登録の2分野は、令和4年10月に標準準拠システムへの移行作業に着手（令和7年1月移行予定）

##### (ウ) 共通基盤の追加機能整備に向けた調査・設計

- ・ 個々の業務システムに共通する機能を集約するため、調査・設計を実施



#### イ 国に対する提案・要望

標準化への対応を円滑に進めるためには、国による早急な課題対応、環境整備が不可欠であり、様々な機会を捉えて、必要な提案・要望を実施

〔主な提案・要望項目〕

- ・ 標準仕様など、取組の推進に必要な情報の適時的確な提供
- ・ I T技術者確保の環境整備
- ・ 国費による十分な財政措置（国補助金の上限額増額）（※）

（※）移行経費に対する国補助金（補助率 10/10）の補助上限額は 12.5 億円。現段階で移行経費の総額を詳細に見積もることはできないが、少なくとも 100 億円を超える見通しであり、国補助金の大幅な不足が明らかな状況

### 3 今後の取組の進め方

#### (1) 標準化に合わせた情報システムの最適化

##### ア 大型汎用コンピュータのオープン化をはじめとする情報システムの再構築

- 標準化に合わせて、大型汎用コンピュータで運用するシステムをオープン化<sup>(※)</sup>し、本市の全ての情報システムをこれからの時代に応じたオープン系システムとして再構築する。

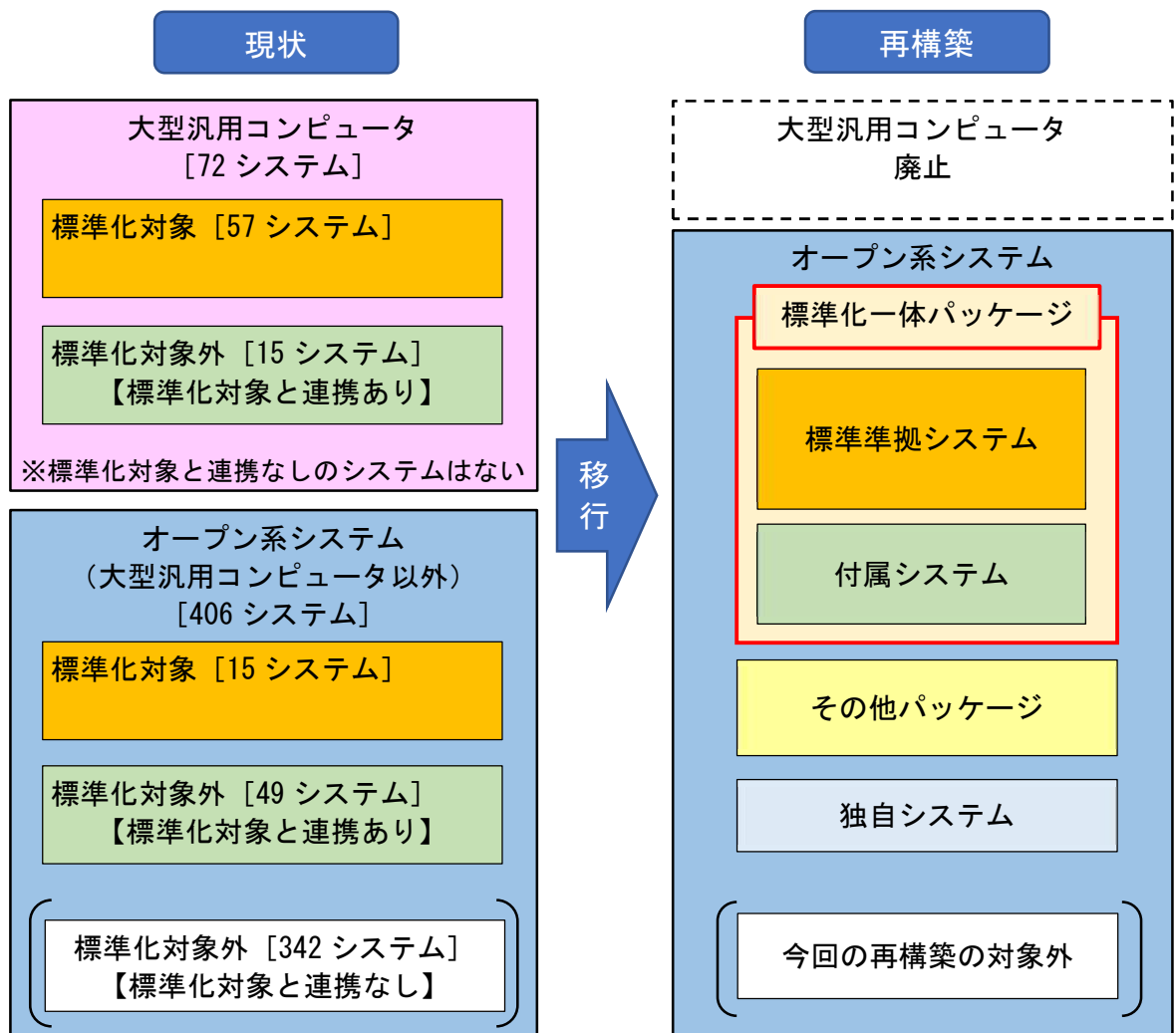
(※) オープン化…特定事業者の固有の技術で作られた情報システムから、一般に広く利用される技術を用いた情報システム（オープン系システム）への刷新

##### (ア) 大型汎用コンピュータ

パッケージソフトやガバメントクラウドなど最新の技術を活用する方法により、全システムのオープン化を実現して、情報システムを再構築

##### (イ) 大型汎用コンピュータ以外

既にオープン系のシステムであり、標準化に合わせて再構築



## イ 効果的・効率的なシステム構成の追求

- パッケージソフト及びガバメントクラウドの利用や、各システムに共通する機能の集約などにより、コストの削減、円滑なシステム連携、多様化する行政ニーズへ迅速・柔軟に対応できるシステム構成を目指す。

### (ア) パッケージソフトの利用

#### 【利点】

- ・既製品のため、一から設計・開発することに比べて迅速な導入が可能
- ・制度改正等における独自のシステム改修が不要となりコスト削減

#### 【基本的な考え方】

ソフトウェアの選定において、パッケージソフトの利用から優先的に検討

#### 優先順位 1 標準化一体パッケージ

- ・標準化対象事務は、標準準拠システムを利用（法的義務）
- ・対象外事務についても、付属システムが提供されるものは原則として利用

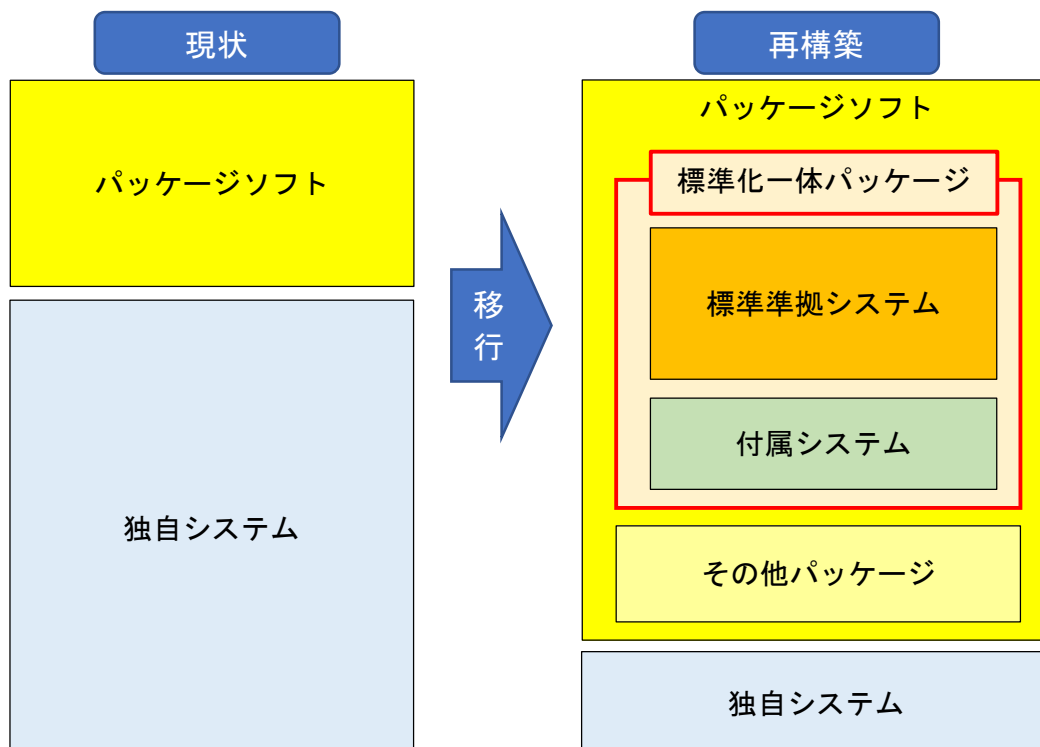
#### 優先順位 2 その他パッケージ

- ・カスタマイズを行わず利用することを原則

#### 優先順位 3 独自システム

- ・本市固有の施策など、利用可能なパッケージソフトがない場合は、本市独自システムの開発等を検討

※これまでの大型汎用コンピュータオープン化事業で開発したシステムは、全て優先順位3の独自システムに該当し、その利用の検討に当たっては、改修費等を十分に精査する。



※現行システムの多くは独自システム

## (イ) ガバメントクラウドの利用

### 【利点】

- ・全国自治体の共同利用によりコスト削減
- ・サーバの利用容量等を柔軟に変更でき、システムの迅速な導入や拡張が可能
- ・最新のセキュリティ技術を迅速かつ低コストで利用可能

### 【基本的な考え方】

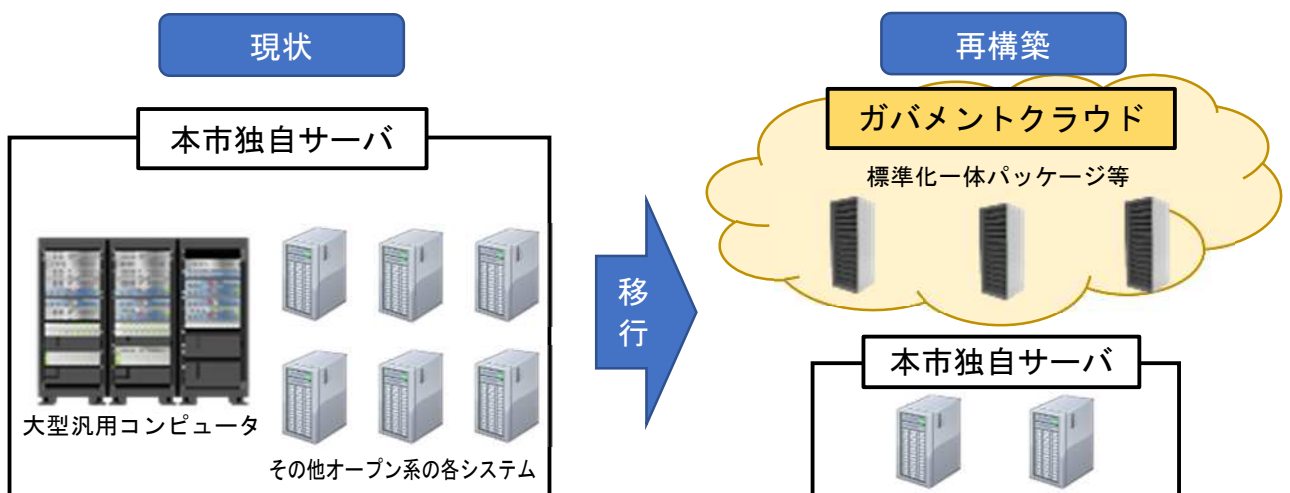
ソフトウェアの稼働環境は、ガバメントクラウドの利用を優先的に検討

#### ・標準化一体パッケージ

ガバメントクラウドを利用（法律で努力義務）

#### ・その他パッケージ、独自システム

ガバメントクラウドの利用料・接続料（現在国で検討中）と本市独自サーバの賃借・保守料の比較などにより選択



## (ウ) システム共通機能の集約

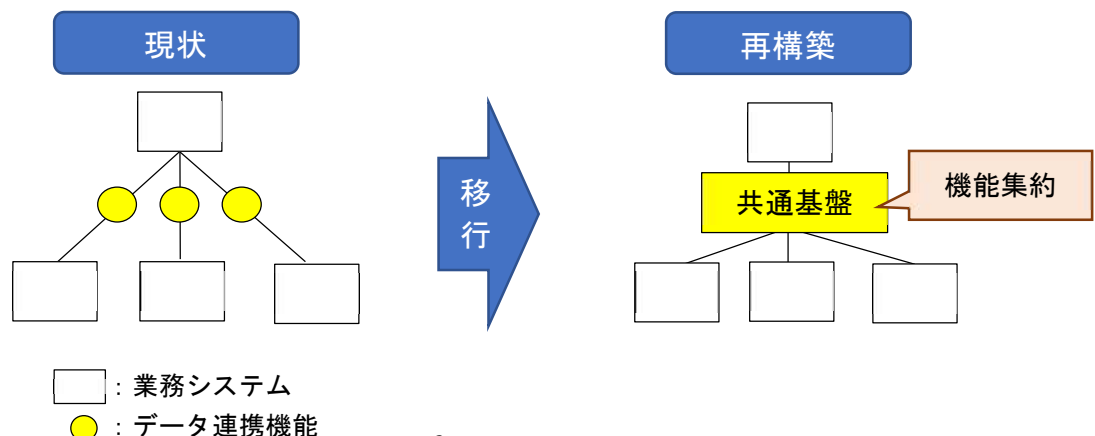
### 【利点】

- ・システム間の同じ機能の重複を省くことで構築・運用コスト削減
- ・システム連携の仕組みが統一化され、円滑なデータ連携・共有が可能

### 【基本的な考え方】

個々の業務システムに共通で必要になる機能は、共通基盤に集約

- (例)
- ・データ連携機能（異なるシステム間でデータのやり取りを行う機能）
  - ・端末認証機能（システムへのログイン機能）
  - ・文字コード変換機能（異なるシステム間で共通の文字を扱うための機能）



## (2) 情報システム移行と連動した業務プロセス見直し

### ア 標準化に合わせた業務プロセスの構築

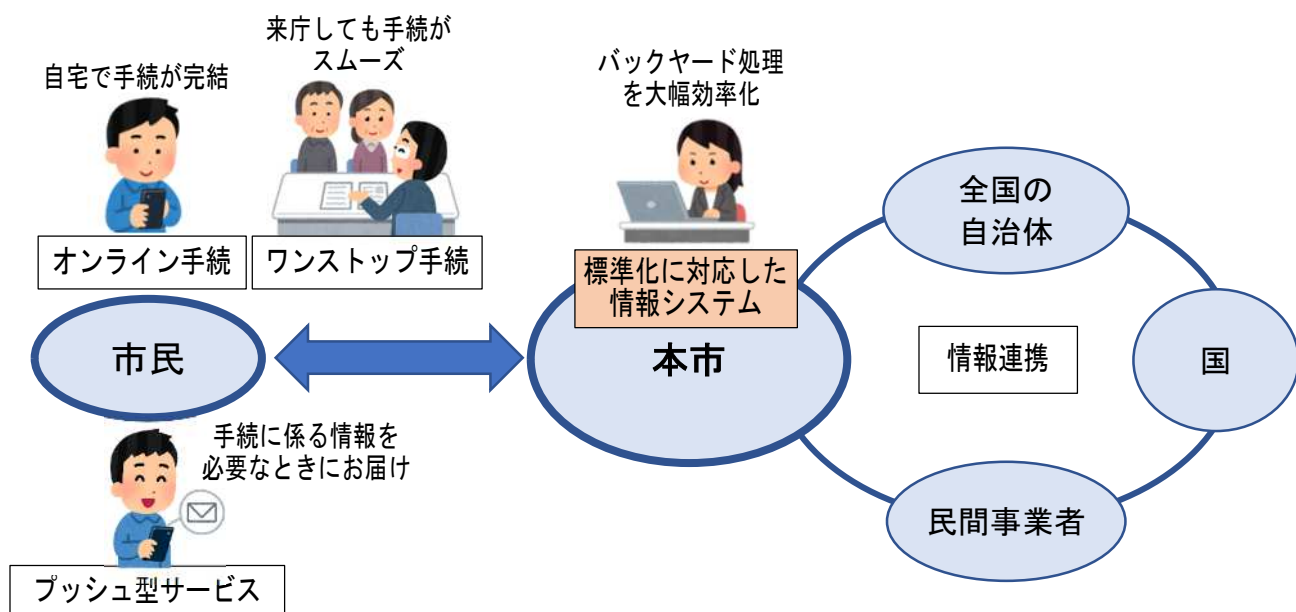
○ 情報システム移行を契機として、市民サービスの向上と事務効率化の効果を最大限発揮できる業務プロセスを構築する。

- ・ 業務プロセスに合わせて情報システムを構築・カスタマイズするのではなく、情報システムの機能に合わせて、業務プロセスを転換
- ・ データ連携などのシステム機能を最大限に活用し、紙帳票の削減、入力作業の省力化、複数部署間の事務集約化などを更に推進
- ・ これらに加え、一層の市民サービス向上や業務改善を検討し、標準準拠システム等に追加すべき機能があれば、積極的に国や事業者へ提案

### イ 標準化に対応した情報システムによる更なるDXの推進

○ デジタル3原則に則して構築される標準準拠システムの特性を活用し、将来のスマート市役所・区役所の実現を推進する。

- ・ 標準化により、庁内外データ連携の基盤構築を進め、行政手続のオンライン化・ワンストップ化の推進、申請から決定・交付までの一貫したデジタル処理、全国の行政機関や民間事業者との情報連携など、市民の利便性の飛躍的な向上等を全庁を挙げて検討する。



#### (参考) デジタル3原則

- ・ デジタルファースト (個々の手続・サービスが一貫してデジタルで完結)
- ・ ワンストップ (一度に複数の手続が可能)
- ・ ワンスオンリー (一度提出した情報は、同じ情報を二度提出が不要)

### (3) 国の動きを踏まえた着実な情報システム移行

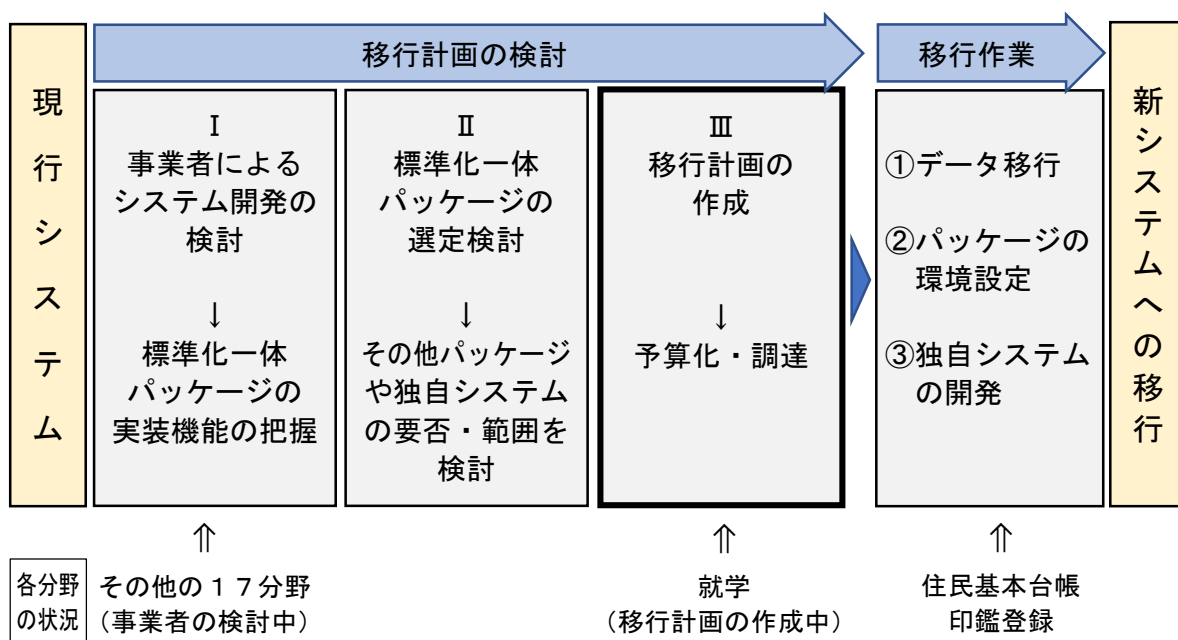
#### ア 移行計画の検討

○ 国と緊密に連携し、事業者の動向を適時的確に把握しながら、全庁的な視点で、可能な限り円滑かつ効果的・効率的に移行するための計画を検討する。

- ・ 国において移行期限目標（令和7年度末）が示されているものの、引き続き標準仕様の検討状況や、情報システムの開発状況等を適切に見極めつつ、円滑かつ効果的・効率的な移行が実現できる計画を検討する。
- ・ 行政分野ごとに順次、必要かつ可能な移行作業に着手し、作業負担の平準化を図る。
- ・ 新システムへの移行時期は、分野ごとの進捗状況を踏まえるとともに、業務面やシステム面の相互の関係性等も考慮して、分野横断的な視点から検討する。

<移行計画の検討等の基本的な流れ>

下図のⅠとⅡを踏まえ、情報システムに求める機能や、業務プロセス見直しの内容、移行時期等の計画を作成し、移行作業に着手





## イ 令和5年度における取組の検討状況

○ 標準化対象の全20分野について精査を行い、円滑かつ効果的・効率的な移行の実現へ向け、それぞれの進捗状況を踏まえ取組を進める。

### (ア) 住民基本台帳、印鑑登録

- 令和7年1月の移行を目指し、引き続き、移行作業を推進する。

### (イ) 就学

- 令和6年度の移行を目指し、移行作業に着手する。

### (ウ) その他の17分野

- 移行作業に先立ち、現行システムのデータ整理<sup>(※)</sup>等の準備作業を実施する。

(※) 現行システムのデータ整理

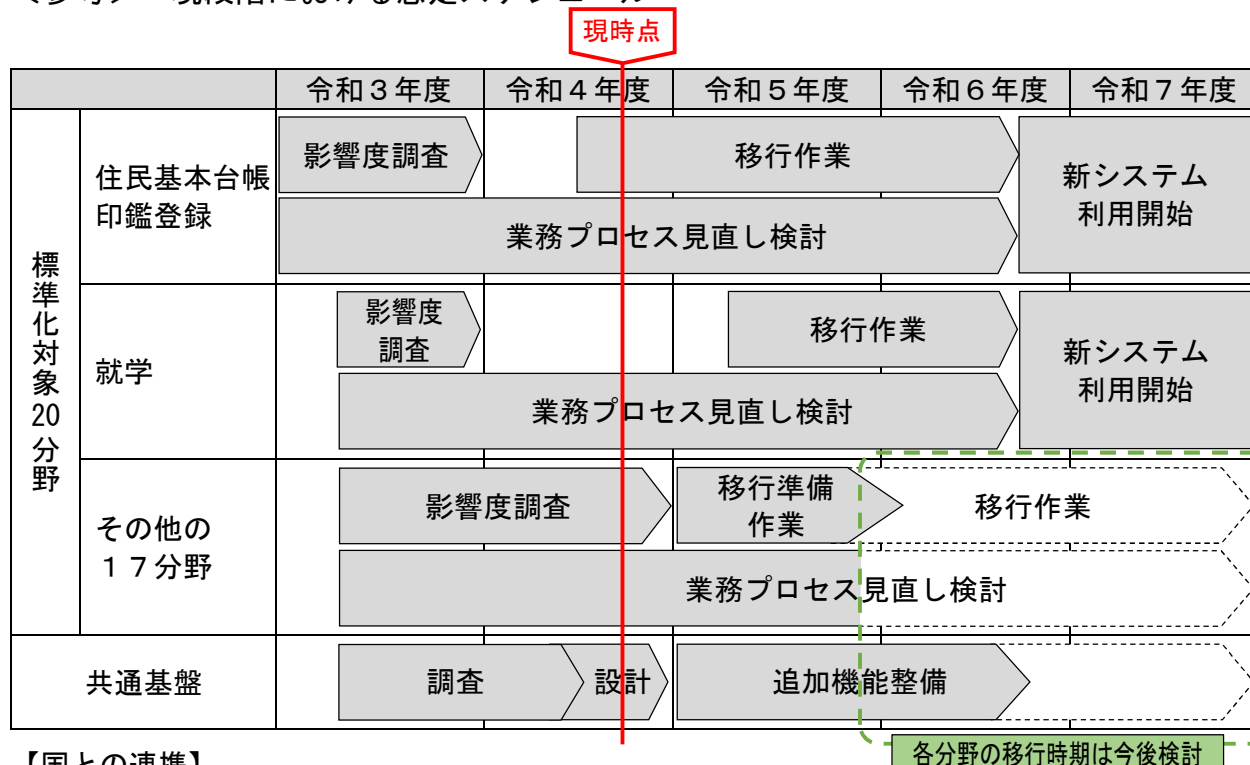
長年の運用で蓄積されたデータの重複、表記のゆれ等を洗い出し、修正する作業

- 国や事業者の取組状況を踏まえ、移行計画の作成に向けて、必要な検討を可能な限り進める。

### (エ) 共通基盤

- 住民基本台帳等の移行に合わせ、ガバメントクラウド上のシステムと本市サーバ上のシステムとのデータ連携機能などの整備に着手する。

## <参考> 現段階における想定スケジュール



### 【国との連携】

あらゆる機会を捉え、積極的に意見交換・情報共有を行うとともに、他の指定都市とも連携して、提案・要望を行っていく。